

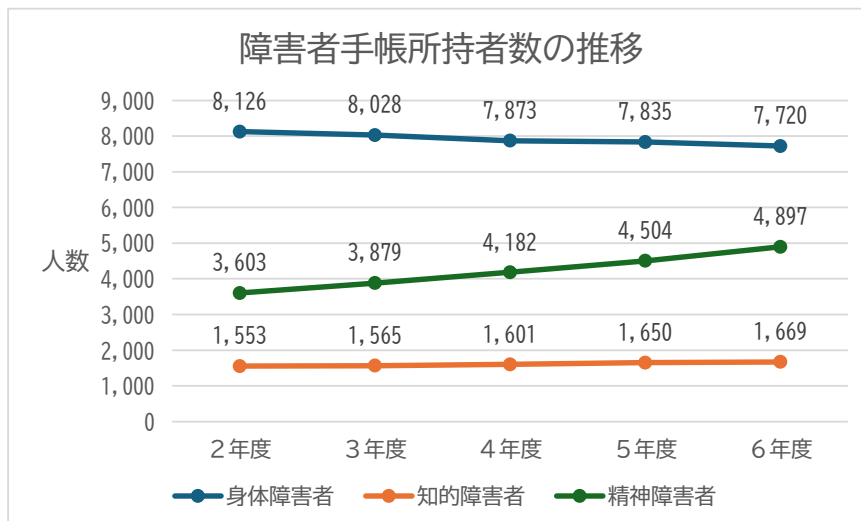
中野区の障害福祉の現状（基礎資料）

中野区における障害福祉の現状把握のため、基礎資料を以下のとおり取りまとめました。

1 障害者手帳所持者の現状

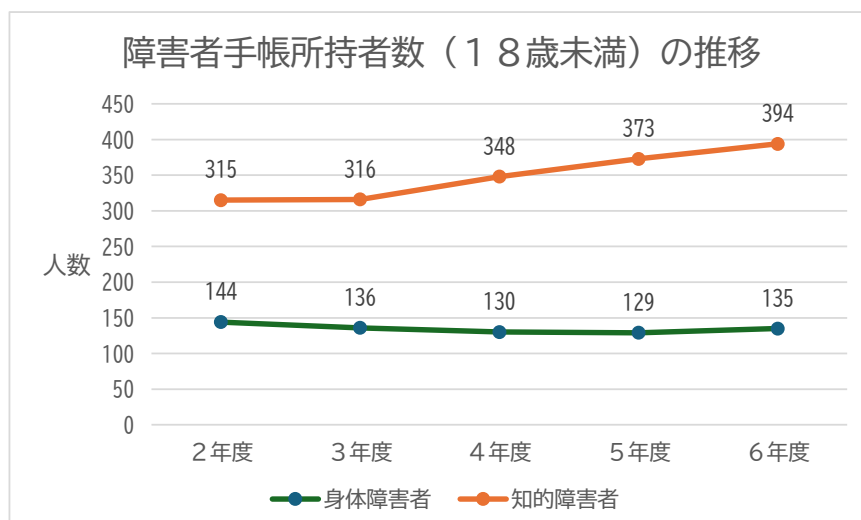
（1）障害者手帳所持者数の推移

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身体障害者	8,126	8,028	7,873	7,835	7,720
知的障害者	1,553	1,565	1,601	1,650	1,669
精神障害者	3,603	3,879	4,182	4,504	4,897
合計	13,282	13,472	13,656	13,989	14,286



障害者手帳所持者の総数は引き続き増加傾向にある。身体障害者手帳の所持者は微減、愛の手帳所持者はほぼ横ばいであるが、精神障害者保健福祉手帳は増加が著しく、年間300名程増加している。

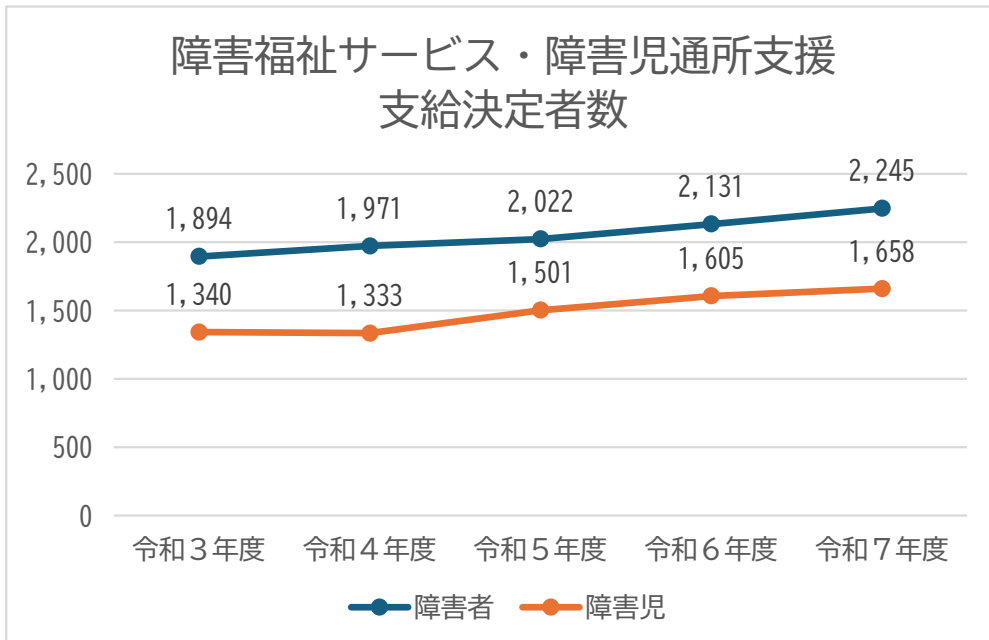
（2）障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移



18歳未満の障害者手帳所持者についても増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいであるが、愛の手帳所持者は毎年増加しており、年間30名程増加している。

2 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援の支給決定者数の推移



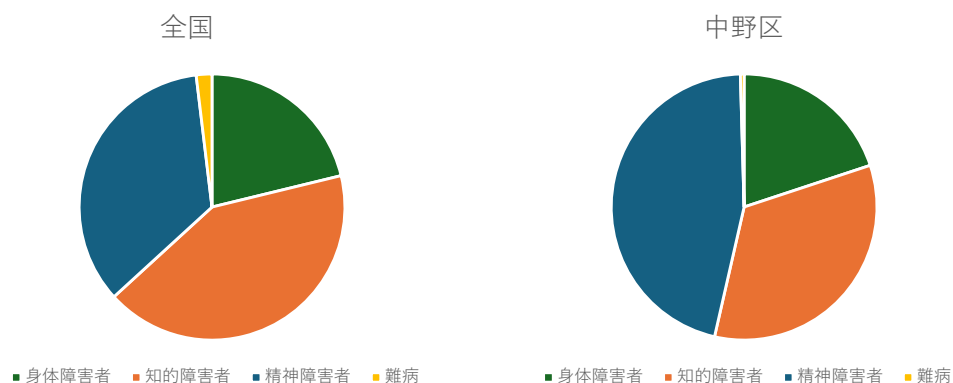
全国における障害福祉サービス利用者数は令和7年12月末現在、113万人、総費用額は2964.8億円となっている。また、障害児通所支援については、利用者数は同じく令和7年12月現在、62.9万人が利用し、その総費用額は845.7億円となっている。

一方、中野区では障害福祉サービス支給決定者数は令和5年度末には2千人を超え、令和7年度末には2,245人に達し増加を続け、障害児通所支援については令和7年度末時点で1,658人となり、平成27年度(288人)の5.75倍に達している。

(2) 障害別サービス支給決定者数(重複障害者を除く)

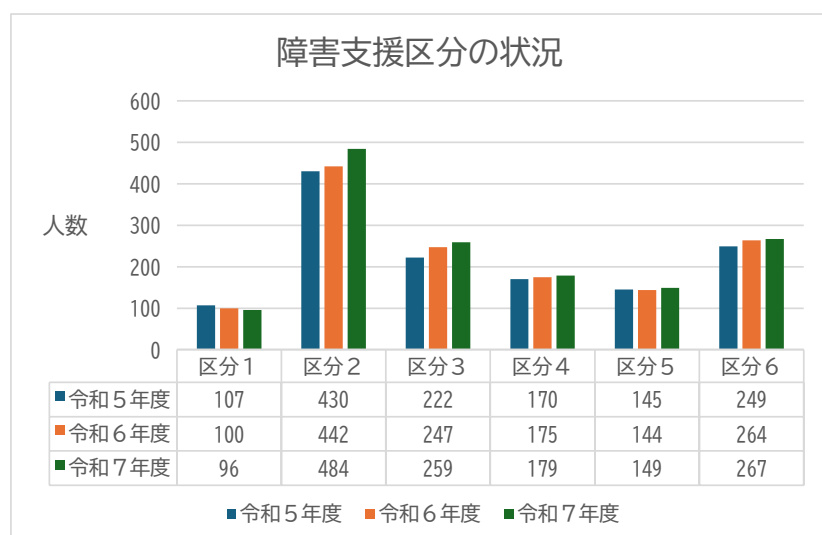
年度	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病
令和3年度	360	629	666	6
令和4年度	372	647	725	7
令和5年度	363	643	752	8
令和6年度	399	663	835	8
令和7年度	401	677	924	9

(※重複障害者を除く)



全国では3障害のうち知的障害者の利用が多くなっているが、中野区においては精神障害者の割合が知的障害者の割合を上まわっている。

(3) 障害別支援区分の認定状況



(4) サービス毎の利用状況

①障害福祉サービス

主な障害福祉サービス支給決定者数（令和8年3月末現在）

サービス名	人数	サービス名	人数
居宅介護	608	機能訓練	11
重度訪問介護	48	生活訓練	54
行動援護	15	宿泊型自立訓練	4
同行援護	131	自立生活援助	0
療養介護	36	就労移行支援	136
生活介護	445（通所276）	就労継続A型	55
短期入所	465	就労継続B型	637
共同生活援助	348	就労定着支援	85

②障害児サービス

主な障害児通所サービス支給決定者数（各年度末支給決定者数）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童発達支援	680	717	766	813	807
放課後等デイサービス	558	592	648	713	783
保育所等訪問支援	570	580	584	642	597
居宅訪問型児童発達支援	2	0	1	1	9

3 その他事業の実施状況

（1）相談支援事業

計画相談の現状

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画作成数	1,816	1,890	1,910	2,024	2,132
事業所作成数	1,690	1,770	1,787	1,892	2,005
セルフプラン	126	120	123	132	127
セルフプラン作成率	6.9%	6.3%	6.4%	6.5%	6.0%

障害児相談の現状

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画作成数	1,338	1,400	1,500	1,605	1,663
事業所作成数	967	949	979	1,035	1,103
セルフプラン	371	451	521	570	560
セルフプラン作成率	27.7%	32.2%	34.7%	35.5%	33.6%

（2）移動支援事業

支給決定者の状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	899	899	903

令和7年度支給状況（令和8年3月末時点）

		支給決定者数	平均支給量
移動支援	障害者	697	22.5
	障害児	94	14.7
通学等支援		110	22

【参考】移動支援の標準支給量

区分	支給量	その他
身体障害者	40時間／月 ※GH利用者は20時間／月 施設入所支援利用者は10時間／月 (介護給付の報酬算定がない日に限るなど 制限あり)	標準的支給量を超えて支給決定が必要な場合は、判定会を開催し支給決定する。
知的障害者		
精神障害者		
障害児	小学生 15時間／月 中・高校生 20時間／月 ただし通学等支援は除く	

4 参考資料

基礎資料のほかに中野区の障害福祉施策をご覧になる場合は、以下の冊子をご高覧ください。

- ・令和7年度版中野区健康福祉部事業概要（障害福祉該当項：P44～P90）

中野区における障害福祉施策の事業内容及び実績等についてまとめた冊子

URL：<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kusei/sonota/R8jigyogaiyou.html>

- ・障害福祉のしおり

障害福祉のサービス等のあらましをまとめた冊子

URL：<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kusei/sonota/syogaifukushi1.html>